

『フランス國際法年鑑』

第一卷・第二卷

Annuaire Français de Droit International

I 1955 (1956, 835 p.)

II 1956 (1957, 990 p. XVI)

桑 原 輝 路

「國際法は大使令團のブードワールから戦陣にまで及んだ、と冗談めかしてアルフォンス・リヴィエが言ったのは一九世紀末のことであった。しかしこの警句はもうずっと前からすっかり色褪せたものになっていた。實際、國際法の分野はたえず擴張することを止めないし、また暫く前までは國內法秩序の中にだけ置かれていた問題をも包含するようになった。國家間の關係の發達、地域的・普遍的な國際機構の増加は國際法の規制を必要とする新しい問題をたえず作り出している。またわれわれの時代は、敵對するグループによる、また制度による國際社會の分裂によって特徴づけられているが、しかし對立しているそれれが同様に大部分の國際法規の實効性を認めているということを確認することができる。國際法規範の制定と適用は民衆と深いかわりあいをもつようになってきている。」

ところがこのように國際的な法律關係が擴大し、複雑化してきたために、無數の、込入った、また入手し難い資料を掌握するということは、専門家にとってさえ困難なことになった。この點でフランスの民衆は特に恵まれない環境におかれている。彼等には現實問題、特にフランスに關係ある諸問題を正確に追及し、その發展及び意義を理解し、その關連性や新規さを引出すのに役立つ道具に缺けている。

フランスのヘーグ國際法アカデミーの聽講者及び元聽講者のグループが『フランス國際法年鑑』刊行の計畫を決定したのは、このような空際を補填に寄與するためである。」

『年鑑』刊行を豫告するバンフレットは以上のように『フランス國際法年鑑』創刊の理由を述べていた。一昨年われわれはその第一卷を手にすることができた。すでに第三卷が出されたことと思うが、ここでは現在手もとにある第一卷、第二卷だけをとりあげる。

今までフランスにおいては國際法に關する年鑑は發行されておらなかった。「フランスは今後その國際法年鑑をもつ。われわれは文句なしにそれを喜ぶであらう。」創刊號によせた序文の冒頭にジデルはこのように述べている。「健全な競争心に鼓舞されたフランスの若い學者達は、われわれの國、すなわちルイ・ルノーの國が、國際法の進歩にとって利益ある競争に不在すべきではないと考えた。」

『年鑑』の企畫刊行の中心的な原動力となったのは、豫告バンフレットの引用においてもみられるように、フランスのヘー

グ國際法アカデミーの聴講者及び元聴講者のグループである。アカデミー聴講者協會(A・A・A)は會員間の親睦とヘーグの教育が彼等によびさました國際法問題への關心をさらに發展させることを目的としてアンジェの辯護士會長アンドレ・ガルドによって組織されたものであった。《フランス國際法年鑑》の毎年の刊行の計畫は、このフランスにおけるアカデミー聴講者のグループによってなされたのである。《年鑑》の執筆者も従って大部分彼等によって占められる(その他にフランス内外の大學教授、國立科學研究所の研究員及び若干の國際機構の職員が協力が豫定されている)。

アカデミー聴講者グループの少壯學者達によるこの《年鑑》の企畫は、またフランスの最も著名な國際法學者達による激勵と支援を得ている。G. Gidelは創刊號に序文を書き、この企畫に衷心より賛同の意を表明している。また J. Basdevant, G. Gidel, A. Gros, P. Reuter, Ch. Rousseau, G. Scelle, M. Sibert (一九五七年一〇月九日死去)がその顧問として名を連ねている。「この年鑑の水準の高さは、編集委員の筆頭に尊敬すべき名家の傳統の繼承者たるにふさわしい Bastid-Basdevant 女史(パリ法科大學教授)の名がみられることによって確かである」とジデルは序文で言っているが、編集委員に人を得ていることとともに、右のような最高水準の國際法學者達が顧問となり支援を與えていることもまたこの年鑑の權威を高からしめるものであろう。

なお《年鑑》の企畫の實現に與つて力のあったのは國立科學

研究所(Centre National de Recherche Scientifique)の協力であった。《年鑑》は同研究所の發行となっている。

フランスにおいても既にいくつかの國際法に關する定期刊行物が出されている。また國際法年鑑を出している國もある。そのなかにあつて他によつても古くから用いられている方式を若干は採り入れながら、しかもフランス國際法年鑑は自らの方式と創意によつて他との重複を避けようとしている。《年鑑》の編集方針は後のその内容の紹介によつても明らかのように、例えば「イギリス國際法年鑑」とはその行き方を異にしている。

《年鑑》はもっぱら出版に先立つ一年間における具體的な現實の國際法問題の研究に専心する。形式的には論說篇と資料篇の二つの部分に分れるが、「研究」(Etudes)と題される論說篇においても、そこにおいて「一年間の具體的な法律問題の全體的な、かつ出来るだけ完全なイメージを與えるべく努力」されており、「前年度中におこつた國際生活上の主要な法律問題をたやすく知る」ことが出来るよう數多くの變化に富んだ比較的短い論文(第一卷平均一一頁)が收録されている。この方針は全體のほぼ三分の二を占める「雜報」(Chroniques)と題される資料篇において、さらに強く打出されていることは言うまでもない。問題の選擇及び記述がフランスを中心になされているということは、この種の刊行物として當然であらう。

《年鑑》の右のような性格に關連して、ジデルはその序文のなかで、《年鑑》が國際法に關する研究のほかに、いわゆる國際關係論(science des Relations Internationales)に屬すると

ころの研究によってその重要な場所が占められていることを認めてゐる。そして「アカデミーは國際的な法律關係に關する諸問題の深遠かつ公平な探求を容易ならしめるため、國際法(公、私)及び關連科學(science connexes)の高度な研究の中樞となる」と規定しているヘーグ國際法アカデミー規約第二條を用し、またレオン・デュギイなどの言葉を引合ひに出して、自然法の後退にともなう關連科學の重要な役割を指摘し、『年鑑』はまさにこの關連科學重視の方向において考案されているもののように思われると述べてゐる。

さて次に各卷の内容を一瞥してみよう。第一卷・一九五五年(一九五六年刊行)にはジデルの「序文」と編集委員會の「まえがき」があり、そして全體は「研究」(三一二五七頁)と「雜報」(二五九一八八頁)の二つの部分から構成され、最後に詳細な目次(項目別、ABC順)、索引(引用判決例、引用條約等)(八一九一八三五頁)が付されている。

まず「研究」篇には次の二四論文が收められている。《外國における軍事基地》(M. Flory)、『パリ協定後の西ドイツ連邦共和國の國際的地位』(M. Virally)、『フランス・チュニジア間の一九五五年六月三日の協定』(R. Pinto)、『臺灣問題』(C. A. Collard)、『アメリカ・パナマ共和國間の關係』(G. Fischer)、『コスタリカ・ニカラグア事件におけるリオデジャネイロ相互援助條約の適用』(R. Dupuy)、『歐洲諸機構における滿場一致の原則』(D. H. Vignes)、『一九五五年五月二四日のワルシャワ

條約》(M. Lachs)、『ベルリンの地位』(J. Lepette)、『一九五四年一〇月二三日のザールに關する佛獨協定』(R. Merle)、『ザール人民投票』(D. H. Vignes)、『フランス議會におけるパリ協定』(A. Cocatre-Zilgien)、『オーストリアの中立と國際連合』(Ch. Chaumont)、『トルコ・イラク條約とそれ以前の調印國の國際的義務との兩立性』(A. Cocatre-Zilgien)、『ジュネーヴ協定下の南ヴェトナムの行政』(XXX)、『北ヴェトナムの法的地位』(H. Thierry)、『ベルリンのルーマニア公使館事件』(P. Louis Lucas)、『一九一〇年九月二三日の海難救助に關するある規則の統一のためのフラスセル條約第一四條は何を意味するか』(M. Le Poittevin)、『フランスにおいて外交官及び領事官が行政法及び行政認可によって享受する財政的免除に關する資料的覺書』(M. Chretien)、『國際小麥協定によって採用された紛争の規制方式』(G. Fischer)、『佛伊調停委員會』(D. H. Vignes)、『法王ヨオ二世のロンルダ政策』(R. P. Lucien Brun)、『人道法の定義』(H. Cousinier)、『原子力平和利用に關する國際協力』(G. Fischer)。

このようになかには外國軍事基地問題、原子力平和利用問題等の比較的に一般的な問題も若干はみられるが、しかしその大部分は多かれ少なかれ一九五五年の日付との關連性をもっている。例えば一九五四年一〇月二三日に調印されたパリ協定及び同協定に關する一九五五年における諸問題、同協定の一部であるザール協定とそれに基づく一九五五年一〇月二三日のザール人民投票の問題、西歐パリ協定の批准に對抗した一九五五年五月

一四日のソ連東欧八ヶ國のワルシャワ條約の問題、チュニジアに自治權を付與した一九五五年六月三日の佛チュニジア協定の問題、アメリカ・パナマ關係に若干の變更をもたらした一九五五年一月二五日の兩國間條約の問題、一九五五年一月の COSTA RICA・ニカラグア事件、一九五五年五月一日のオーストリア國家條約後のオーストリアの中立と國際連合との關係の問題、一九五五年二月二四日のトルコ・イラク相互協力條約とアラブ連盟との關係の問題、一九五五年二月一五日のベルンにおけるルーマニア公使館事件、一九五五年七月一九日のアルジェ控訴院の判決に關連して一九一〇年の海難救助に關するブラッセル條約第一四條解釋の問題、一九五五年二月七日の外務大臣あて大藏大臣の手紙との關連における駐佛外交官及び領事官の財政的免除に關する問題等。その他、比較的最近の問題として一九五四年七月二〇日のジュネーヴ協定後の南北ヴェトナム問題、一九五三年四月一三日の國際小麥協定第一九條の問題、對伊平和條約第八三條において豫定され一九四八年六月四日に設置された佛伊調停委員會の問題、主として一九四九年八月一二日のジュネーヴ赤十字條約に關連して人道法の問題等。

次に「雜報」と題される資料篇は、「クロニク」、「ドキュメント」、「文獻」の三つの部分から成る。まず「クロニク」は七項目に分れ、次のような事柄が取扱われている。

「國際判例」(M. Grawitz 編)——これはさらに「國際司法裁判所」、「リビアにおける國際連合裁判所」、「國際連合行政裁判所」、「國際勞働機構行政裁判所」、「欧州石炭鐵鋼共同體司

法裁判所」、「タンジェの國際裁判所」に分説され、裁判所に對する説明及び各裁判所における一九五四年及び一九五五年の判決、意見等について解説がなされている。

「國際連合及び一般的國際機構」(G. Fischer 編)——この中には「國際連合」、「國際勞働機構」、「國際連合教育科學文化機構」、「通商協力機構」があり、「國際連合」においては「地域經濟委員會の事業への國連非加盟國の參加」、「事務總長の權限」、「軍縮問題の進展」、「國連及び専門機關の技術援助に關する活動の調整」、「國連國際法委員會の事業」、「國連地域經濟委員會における國際通商慣習の法典化」について、「國際勞働機構」においては、「國際勞働機構構成の三要素性 (caractères triplicatifs)」、「國際勞働總會への非自治地域の代表」、「特權及び免除」について、「ユネスコ」においては、「フランス・ユネスコ間の一九五四年七月二日のユネスコ」所在地に關する協定」について、また「通商協力機構」においては、「一九五五年三月一〇日ガット加盟國によって採擇された「通商協力機構設立協定」について述べられている。これらも大體は一九五五年ないしは一九五四年との關連性において取上げられており、例えば國際法委員會の事業は第七會期における公海、領海問題に關してであり、國際勞働機構構成の三要素性は一九五四年ソ連の機構加盟にともなつて生じた問題に關連してであり、また機構の特權免除は一九五五年四月にヴェネズエラ政府によつてとられた國際勞働事務局職員 Vermeulen に對する除名措置に關連してであるといったようである。

「欧州機構」(D. Vignes 編)——ここには《欧州審議會》、《欧州經濟協力機構》、《北大西洋條約機構》、《西歐連合》、《歐洲運輸大臣會議》、《歐洲移民政府間委員會》、《ライン河航行中央委員會》があり、それぞれの機構の説明及び最近の問題が上げられている。

「官報掲載の國際法關係テキスト」(J. Personna)——ここでは一九五五年中の官報で公布された條約・協定等を公布の順に示し、それに簡単な説明がつけられている。

「國際法に關連あるフランスの實行」(J. Charpentier)——ここでは外交文書、議會討論における政府答辯等の多くの資料に基づいて、現在の國際問題についてのフランス政府の法的態度を明らかにすることが目的とされ、問題別にそれがわかるよう五二の事項がABC順に列擧され、簡単な説明と資料の一部引用と参照すべき資料が明示されている。一九五五年一月一日から一〇月一日までが取扱われている。

「年表」(J. Focanéanu)——一九五五年中(十一月以後は概略)の國際法關係の事件の年表で、作成は主としてル・モンド、ロンドン・タイムズ、ニューヨーク・タイムズに基づき、その他の資料により吟味され、また日本等の在バリエ外交代表の協力を得ている。

以上が「クロニク」に含まれる七項目の概要である。それに續く「ドキュメント」には、バンコック會議最終コミュニケ、通商協力機構設立協定、佛チュニジア條約等の條約、コミュニケ、決議、報告等九件が全文掲載されている。

最後に「文獻」であるが、これは「書評」と「フランス語で發表された國際法に關する著書論文の體系目録」(J. Lemassu, 註)の二つの部分から成る。「書評」には一九五二年―五六年刊行の二三冊が取上げられている。「體系目録」はまず綿密な體系のプランが示され、その體系プランに則って一九五四年及び一九五五年一〇月までに發表された佛語文獻(印刷出版されたものだけでなく、タイプによるもの、また學位論文も含む)が網羅的に分類掲載されている。

なお《年鑑》の豫告バンフレットは、國際法教育に關する情報の提供についても觸れていたが、第一巻は「文獻」の項の終りに「フランスにおける國際法教育」なる一文を載せている。そこにおいて一九五四年三月の法學部の學制改革によって、「國際制度」(Institutions Internationales)が第一學年において必修科目になったことについて言い、また一九五四―五五學年中の各法科大學、バリエ法科大學國際高等研究學院等における講義題目及び擔當者名の一覽が示されている。

第二卷・一九五六年(一九五七年刊行)も「研究」(三―三七六頁)、「雜報」(三七七―九九〇頁)の構成は、第一卷と同様である。

まず「研究」には二一篇の論文が收められており、三〇頁ほどのかなり長いものも二、三ある。論題及び執筆者名は次の通りである。《スエズ運河の國有化と國際法》(G. Soelle)、『スエズ事件・法的問題』(R. Pinto)、『秘密權と國際機構』(P. Reu-

ter)、『國際機構の勸告の法的價值』(M. Virally)、『ベトナム・朝鮮・インドシナ休戦とその教訓』(A. Gervais)、『一九五五年以降のモロコシの國際的地位』(A. de Lambadère)、『共存五原則』と『國際法』(L. Focsaucéanu)、『ザール問題の規制と佛獨係争の清算』(M. Merle)、『ヴェトナムに關するジュネーヴ協定の實施によつて生じた若干の問題について』(XXX)、『ユーゴスラヴ領域の地位の進化』(C. A. Colliard)、『佛リビア協定』(A. Cocatre-Zilgien)、『佛領ギブナの國境畫定について』(XXX)、『フランス地域・メカニスム・國際問題』(R. de Saint-Légier)、『國際定期航空とフランス關係協定』(L. Cartou)、『氣象觀測用氣球』(J. Guettard)、『國際法と核兵器實驗』(G. Fischer)、『大陸棚の石油の調査開發の法的制度』(J. Devaux-Charbonnel)、『多數國間條約と現代の國際機構』(M. Lachs)、『武力紛争における人道的條約の適用の管理』(P. de La Pradelle)、『交戦前における國際赤十字委員會の介入條件』(J. Guettard)、『一九四五年以降のローマ法王廳との非コンホルタ關係』(J. Lucien-Brun)。

次に「雜報」の諸項目は第一巻とほぼ同様であり、各項の編者及び擔當者も同じであるが、第二巻には「ドキュメント」がなくなっている。餘裕がないので收録の順に極く簡単に紹介する。

「國際判例及び裁判」——國際司法裁判所、三つの仲裁裁判、二つの調停委員會、歐州石炭鐵鋼共同體司法裁判所、國連行政裁判所の一九五五—五六年中の判決等が取扱われている。その

他ザール國際裁判所等の解説。

「普遍的國際機構」——國際連合、世界保健機構、國際原子力機關、國際復興開發銀行、國際民間航空機構、國際空輸協會、國際刑事警察機構が取扱われ、國際連合の項に侵略の定義の法的解釋、國際機構における均衡等七種の記事が收められている。

「歐州機構」——歐州審議會、歐州經濟協力機構、ユーラトムに關する三篇。

「官報掲載の國際法關係テキスト」——一九五六年中の官報に掲載されたもの。

「國際法關係國內判例」——一九五五年度分が第一巻と同様の章わけによつて記述され、新たに『判例ノート』が加えられている。

「國際法に關連あるフランスの實行」——取扱われる期間は一九五五年一〇月一日より一九五六年一〇月一日まで。

「年表」——一九五五年一月一日から一九五六年十二月三十一日まで(一〇月以後は概略)。第一巻より工夫がこらされて見易くなっている。

最後の「文獻」も第一巻と同様であり、「書評」と「體系目錄」より成り、書評には二四冊が取上げられている。

なお第二巻にも「フランスにおける國際法教育」が付され、一九五五—五六學年中の講義題目及び擔當者が示されている。その他第二巻にはそのあとに「國際法教育についてのジュネーヴ會談(一九五六年八月)」と「第四七回國際法學會(グラナ

ダ、一九五六年四月一日(二〇日)の二つの記事が載せられている。

以上が『フランス國際法年鑑』第一巻及び第二巻の概要である。これによっても最初に述べた『年鑑』の性格・編集方針の一端を知ることができると思う。『年鑑』を如何に利用するかは、必ずしもその基本的性格に左右されるものではないが、いずれにしてもこのようによく整備された優れた「道具」が提供されたことは、單に提供の主たる對象であるフランス國民にとつてばかりでなく、またわれわれにとつても喜ばしいことである。論説篇もさることながら、とくに國際機構、國際判例を中心とした多彩な充實した資料篇は貴重である。また資料篇に點在する解説論評(紙數の都合で論題、執筆者名さえもあげられないものが多かったが)も見逃すことはできない。

「國際法教育についての會談」のため、一九五六年八月、カーネギー財團主催のもとにジュネーヴに集った Ch. Vischer,

Bastid, François, Guggenheim, Jenks, Jessup, Rousseau, Schwarzenberger, Waldock, Wehberg のインタナショナルな「ナリ」達は、「國際法教育の一般方針」として、まず「國際法教育は、法規によって規制さるべき國際環境の具體的認識に學生達をしてより直接に精通させるべく、實定法規範の下にある社會的現實の敘述に充分な場所が與えらるべきである」ことを確認している。そしてこの「國際環境のより客觀的な、またより現實的な研究の必要性」は、最近四〇年間の國際的混亂の體驗から生れた痛切な認識である。國際法教育會議の結論と軌を一にする『フランス國際法年鑑』の行き方は、國際環境の具體的・現實的研究の必要性、關連科學研究の重要性が深く認識され、強調される現代において發足した國際法年鑑として、時代の認識と要請に一致したものであり、またそれがこの新しい國際法年鑑の特色であるということができよう。

(一九五八・六・二〇)(小樽商大講師)